

一般社団法人日本病院薬剤師会 常勤役員規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、日病薬という）定款第 2 3 条第 1 項に規定する事項について定めることを目的とする。

(常勤役員の範囲)

第 2 条 会長は原則として常勤とする。但し、やむを得ない事由により総会の承認を得た時は、この限りではない。

2 専務理事は常勤とする。

3 副会長は会務の遂行上必要と認められた場合に常勤となることができる。ただし、常勤副会長は 1 名以内とする。

(就任)

第 3 条 常勤役員は、次の各号の事由を全て充たした場合に就任する。

(1) 総会で役員として選出されたこと

(2) 理事会で常勤役員の区分となる役職に選定されたこと

2 常勤副会長となろうとする者は、前項に加え総会の承認を得なければならない。

(退任)

第 4 条 常勤役員は、次の各号の事由により退任する。

(1) 総会の決議により常勤を解かれたとき

(2) 役員任期が満了したとき又は役員を退任したとき

(報酬)

第 5 条 常勤役員の報酬は、基本報酬、通勤手当、住宅手当及び退職金とする。

(基本報酬)

第 6 条 常勤役員の基本報酬額は、任期 1 年あたり会長は 1 2 0 0 万円、副会長及び専務理事は 1 0 0 0 万円とし、月額報酬は年報酬額の 1 2 分の 1 を支給する。

ただし、会務遂行のために所属組織を退職して常勤役員となった場合、当該組織で定められている定年までの期間又は 6 5 歳に達した直後の 6 月のいずれか早く到達する時期を限度に、会長は 1 5 0 0 万円、副会長及び専務理事は 1 2 0 0 万円を上限として現給を保証する。それ以後は本会の規定によるものとする。

(通勤手当)

第 7 条 通勤手当は、通勤のために公共交通機関を利用している場合に、国家公務員の通勤手当に準じた額を支給する。

(住宅手当)

第 8 条 住宅手当は、自ら居住する住宅を借り受けた場合に、国家公務員の住宅手当に準じた額を支給する。

(福利厚生)

第 9 条 健康で安全に職務を遂行できるようにするために、次の各号を行う。

(1) 社会保険事業主負担

(2) 健康診断（年 1 回）

第10条 常勤役員の基本報酬、通勤手当、住宅手当及び社会保険事業主負担は就任日の属する翌月の初日から退任日の属する月の末日までとする。ただし就任日が月の初日である場合は就任月から適用するものとする。

(退職金)

第11条 常勤役員退職金の額は、任期1年あたり会長は100万円、副会長及び専務理事は80万円とする。

2 退職金は常勤役員が退任する月の末日に支給する。

(審査会)

第12条 報酬等に関する事項を審査するため、常勤役員報酬等審査会(以下、審査会という)を置く。

2 審査会の委員は日病薬定款細則第5条別表1に定める各地区の会長が各地区から選出された代議員の中から指名した者とする。

第13条 委員は各地区1名とする。

第14条 審査会は次の職務を行う。

(1) 2年に一度、常勤役員改選前年度の通常総会までに、基本報酬、退職金の額が、民間事業者の役員の報酬及び日病薬の経理の状況その他の事情を考慮して不当なものとならないよう検討を行い、結果を理事会に報告すること

(2) 上記以外で理事会から諮問された常勤役員に関する事項について検討し、結果を理事会に報告すること

(改廃)

第15条 本規程の改廃は理事会の決議を経て総会において行う。

附則 本規程は平成16年2月7日より実施する。

本規程の実施に伴い「社団法人日本病院薬剤師会常勤役員に関する規程」(平成13年2月10日)及び「社団法人日本病院薬剤師会常勤役員報酬規程」(平成13年2月10日)は廃止する。

本規程は、第44回通常代議員会において、一般社団法人移行後も継続することが承認され、一般社団法人への移行に伴う一部改正が行われた。

本改正の施行日は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)

第121条において準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日とする。

平成23年9月17日付の改正は平成24年度通常総会以後に常勤役員に就任した者から適用する。

平成27年6月20日付の改正及び平成28年6月18日付の改正は平成28年度通常総会以後に常勤役員に就任した者から適用する。

一部改正 平成23年2月5日

一部改正 平成23年9月17日

一部改正 平成27年6月20日

一部改正 平成28年6月18日